

人・農地プランの実質化の取組に係る専門家派遣業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県農業参入等支援協議会（以下「協議会」という。）が、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号。以下「実施要綱」という。）に基づき整備した農業経営に関する相談体制（茨城県農業参入等支援センター（以下「支援センター」という。））において、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号。以下「人・農地問題実施要綱」という。）第2の3に定める取組（以下「事業」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、実施要綱、人・農地問題実施要綱、農業経営相談所による専門家派遣について（令和元年6月26日付け元経営第427号経営局長通知）及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）に定めるところによる。

2 本事業における「派遣」とは、市町村に対する支援人材の派遣を指し、労働者派遣法における派遣の意とは異なる。

(事業の対象)

第3条 市町村は、人・農地プランの実質化に向けた地域の話合いを円滑に進めるために必要があると認めるときは、支援センターに話合いを円滑に進めるための専門家（コーディネーター役）の派遣を依頼することができる。

2 前項の依頼にあたり、市町村は、現場で必要としているニーズを十分に把握したうえで、把握したニーズに合致する専門家（コーディネーター役）を、支援センターに登録されている者又は農林水産省が公表している者の中から選定するものとする。

(事前の相談)

第4条 市町村は、派遣を希望する専門家（コーディネーター役）の氏名等を記載した事前相談票（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、支援センターに提出するものとする。

2 支援センターは、事前相談票を専門家（コーディネーター役）に送付するとともに、市町村に専門家（コーディネーター役）の連絡先を伝達するものとする。

3 市町村は、前項に規定する連絡先の伝達を受けたのち、専門家（コーディネーター役）と業務内容、派遣日程等について調整するものとする。

(派遣の申請)

第5条 市町村は、前条の規定により派遣を希望する専門家（コーディネーター役）との

調整が整った場合、専門家派遣申請書（様式第 2 号）を派遣日の 2 週間前までに提出するものとする。

（派遣の承認）

第 6 条 協議会は、前条の規定による申請が適切であると認めるときは、予算の範囲内において派遣を承認することができる。

2 前項の規定により派遣を承認した場合、協議会は市町村及び専門家（コーディネーター役）にその旨を通知するものとする。

3 協議会は、第 1 項の規定による派遣の承認にあたり、事前又は事後に経営戦略会議に報告するものとする。

（報告）

第 7 条 専門家（コーディネーター役）は、派遣後 7 日以内に専門家派遣結果報告書（様式第 3 号）を協議会に提出するものとする。

2 派遣を受けた市町村は、派遣後 7 日以内に派遣結果報告書（様式第 4 号）を協議会に提出するものとする。

（派遣に要する経費の支払）

第 8 条 協議会は、前条の報告を受けた後、専門家（コーディネーター役）に謝金及び旅費を支払うものとする。

2 前項の規定に基づく謝金の単価は、1 時間あたり 11,000 円とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満を切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、日額 33,000 円を上限とする。

3 第 1 項の規定に基づく旅費の金額については、茨城県農業会議の例による。

4 協議会は、第 1 項の規定による謝金及び旅費以外の一切の経費を負担しない。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、専門家（コーディネーター役）の派遣に関し必要な事項は、協議会事務局において別に定める。

付 則

この要領は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

(様式第1号)

人・農地プランの実質化の取組みに係る専門家派遣事前相談票

市町村名	
担当者職氏名	
連絡先	

1. 派遣を希望する専門家（コーディネーター役）の氏名

--

2. 依頼内容（専門家プロフィールの専門分野を参考）

--

3. 派遣を希望する時期

○年○月頃

4. 派遣を希望する地域の概要（人・農地プラン地区状況表より）

派遣先	○市町村 ○地区 ○集落
耕地面積	ha
認定農業者数	人
認定新規就農者数	人
集落営農組織	組織
基本構想水準到達者	人
各種事業による既存の話合いの場	
担当者数	人（市町村，農業委員，推進員，その他）
支援措置の今年度の実施状況	
地域の特徴（立地条件，主な作付品目，後継者の有無，主な問題点など） 例）○市の南西部に位置していて，水田作が盛んな地域。現在，担い手は比較的多いが，10年後には半数以上が離農する見込みで，後継者不足が問題となっている。また，耕地が分散しており，1筆の面積も狭く効率的な営農が難しい。	

(様式第2号)

第 号
年 月 日

茨城県農業参入等支援協議会
会長 大井川 和彦 殿

〇〇市町村長 印

人・農地プランの実質化の取組みに係る専門家派遣申請書

このことについて、下記のとおり専門家との日程等の調整を行ったので、専門家の派遣について申請します。

記

1 専門家氏名

2 派遣を希望する日時・場所

日 時	場 所 (住所)	内 容	謝金	旅費
年 月 日 時 分～ 時 分			要・否	要・否
年 月 日 時 分～ 時 分			要・否	要・否
年 月 日 時 分～ 時 分			要・否	要・否

(様式第3号)

年 月 日

茨城県農業参入等支援協議会
会長 大井川 和彦 殿

住 所
氏 名

人・農地プランの実質化の取組みに係る専門家派遣結果報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 派遣先市町村

2 日 時

年 月 日 時 分から 時 分

3 場 所 (住所も記載してください。)

4 交通手段

自家用車

電車 (乗車区間: ~)

その他 (公共交通機関: ~)

(乗車区間: ~)

※複数使用している場合は、その旨を記載して下さい。

5 専門家派遣結果 (話し合いの内容、結果等について記載してください。)

Large empty rounded rectangular box for recording the results of the expert dispatch.

(様式第4号)

年 月 日

茨城県農業参入等支援協議会
会長 大井川 和彦 殿

〇〇市町村長 印

専門家派遣結果報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 日 時
年 月 日 時 分から 時 分
- 2 場 所 (住所も記載してください。)
- 3 派遣を受けた専門家の氏名
- 4 参加者数 名
- 5 結 果

注1 話し合いの際に配布した資料等があれば、添付してください。